

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国勢調査によると、まんのう町の人口は、昭和 60 年（1985 年）で 23,075 人であったが、令和 2 年（2020 年）では 17,401 人となっており、この 35 年間で約 25% 減少している。年齢別の人口構成は、65 歳以上の高齢者人口の割合が一貫して増加する一方、15 歳未満の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口の割合が減少傾向で、少子高齢化が進んでいる。

令和 3 年（2021 年）経済センサス活動調査によると、まんのう町内には、従業員数が 300 名を超える大企業はなく、中小企業・小規模企業者の割合は 100%となっている。まんのう町内の公務を除く事業所数は 753 所あり、産業別の割合を見ると、卸売業、小売業が 22.3%と最も多く、次いで建設業が 19.6%、製造業と宿泊業、飲食サービス業が同率で 8.6%、サービス業（他に分類されないもの）が 7.7%となっている。まんのう町内における事業所の大半が小規模事業者であり、企業活動においては地域内を拠点とした地域密着型の活動となっている。

現在、まんのう町内の中小企業は消費者ニーズの変化、大型小売店舗、コンビニエンスストアの進出、他地域への消費者の購買流出といった外的要因に加え、上記のとおり高齢化の加速化や若年者の不足による後継者難に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。ついては、町独自の創業支援事業計画を策定し、町商工会や連携機関と協力しながら効果的な創業支援体制の構築を進めている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業の生産性を抜本的に向上させ、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような事業者を増やし、更なる経済発展を目指す。尚、先端設備等の導入を行う事業者の目標数については、計画期間中 10 件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

まんのう町の産業は、建設業や製造業、卸・小売業、サービス業等、多岐にわた

っており、多様な業種が町内の経済・雇用を支えている。これらの産業では、広く事業者の生産性向上を実現するため、多様な設備投資を支援しなければならない。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

まんのう町の産業は、国道・駅周辺、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、まんのう町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

まんのう町の産業は、建設業や製造業、卸・小売業、サービス業等、多岐にわたっており、多様な業種が町内の経済・雇用を支えている。これらの産業では、広く事業者の生産性向上を実現するため、多様な設備投資を支援しなければならない。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- ・公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。